

令和6年7月5日

債権者各位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
日本橋三井タワー6階
エナジーグリッド株式会社
代表取締役 城崎 洋平

資本金の額の減少公告

当社は、令和5年5月23日付第2回定時株主総会の第1号議案「利益剰余金からの資本金組入れに関する承認の件」に基づき、効力発生日を令和5年5月31日として資本金を10億円として登記しましたが、同議案の「停止条件 効力発生日までに利益準備金が10億円未満の時」の記載箇所が誤記であり、会社法上正しくは「停止条件 効力発生日における最終事業年度の利益剰余金が10億円以上の時」であるところ、当社の最終事業年度における利益剰余金の額が4億1550万5299円であり、当該停止条件が成就していなかったことから、当該資本金組入れ決議は無効であることが判明しました。登記により公示される資本金の額を実体上の資本金の額に合致させるべく、登記上の資本金の額を9億4150万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://energygrid.co.jp/>

以 上